

公共的建築物整備項目対応表

(寄宿舍または下宿その他これらに類する施設用)

1 建築物の用途	2 延床面積	m ²
----------	--------	----------------

建築物およびその敷地内に多数の者が使用する車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設、利用居室等を設ける場合は、移動等円滑化経路等のチェックシートである、第6号様式(第3片)を添付すること。

1 多数の者が利用するもの(特定経路等を含む。)

整備項目	チェック 重点整備	整備内容	緩和措置
<input type="checkbox"/> 2 出入口 特定経路等以外の多数の者が利用する出入口		・チェック欄には、整備ができるものは「○」、できないものは「×」、整備対象がない場合は「/」を記入。 ・整備内容欄の「備考」は、備考を参照。また、緩和措置欄の数字が記入されているものは、備考の緩和措置を参照。	
<input type="checkbox"/> 3 廊下等 特定経路等以外の建築物内の廊下		1 屋外へ通ずる出入口の戸にガラスを設ける場合、衝突防止の措置	
		2 屋外へ通ずる出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通行可能な構造とし、その前後に高低差なし	
		3 上記1、2に掲げる屋外へ通ずる出入口の1以上は、つぎに掲げるもの 幅 85cm(開放時有効) ひさしまたは屋根を設置	
<input type="checkbox"/> 4 階段 建築物内の階段		1 表面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ	
		2 階段の上下端に近接する部分に点状ブロック等(1)を敷設	
		3 段差を設けないこと(傾斜路または昇降機を併設する場合を除く)	
		4 幅 120cm	
		5 手すりを設置	
		6 突出物を設けないこと(安全策を講じた場合は、この限りでない)	
		7 階段等の下に、安全に歩行するために必要な高さおよび空間の確保または主として視覚障害者に配慮した安全な措置	
		8 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
<input type="checkbox"/> 5 傾斜路 特定経路等以外の屋内の傾斜路		1 段がある部分に、手すりを設置	
		2 踊り場に手すりを設置	
		3 1以上の踊り場に手すりを設置	1
		4 表面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ	
		5 路面の端部とその周囲の部分とを色の明度、色相または彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能	
		6 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造	
		7 段の上下端に近接する踊り場の部分に点状ブロック等(1)を敷設	2
		8 主たる階段は回り階段でないこと(回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難な場合を除く)	
		9 手すり形式とする場合は、立ち上がり 2cm	
		10 段鼻に滑り止めを設置	
		11 幅員が300cmを超える場合は、中央部に手すりを設置	
		12 けあげおよび路面の寸法をそれぞれ一定	
		13 階段のうち1以上は、つぎに掲げるもの 踊り場を含めて、両側に手すりを設置 けあげ 18cm、路面 26cm 幅 120cm(手すりの幅 10cmを限度として、ないものとみなす)	
<input type="checkbox"/> 6 エレベーター およびその乗降ロビー エレベーターが複数基ある場合、2基目以降		1 手すりを設置	
		2 表面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ	
		3 前後の廊下等との色の明度、色相または彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能	
		4 高さ>75cmの場合は、高さ75cm以内ごとに踏幅 150cmの平たんな踊り場を設置	
		5 廊下等と交差する傾斜路の始点または終点には、平たんな部分を確保	
		6 勾配 1/12	
		7 階段に代わるもの場合は幅 120cm、階段に併設の場合は幅 90cm	
		8 両側に側壁または高さ 5cmの立ち上がりを設置	
<input type="checkbox"/> 7 特殊な構造 または使用形態の昇降機 特定経路等以外の段差解消機やエスカレーター等		1 乗降ロビーは高低差なく、幅 150cmおよび奥行き 150cm	
		2 エレベーター付近に階段等を設ける場合は、乗降ロビーに転落防止策を講ずること	
		3 籠内に、停止予定階および現在位置の表示装置を設置	
		4 籠の到着階ならびに籠および昇降路の出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置を設置	
		5 乗降ロビーに、籠の昇降方向を表示する装置を設置	
		6 籠内または乗降ロビーに、籠の昇降方向を知らせる音声装置を設置	
		7 籠および昇降路の出入口の戸に、籠の中を見通すことができるガラス窓を設置	
	1 平成18年国土交通省告示第1492号第11に規定するもの		
	2 エレベーターにあつては、つぎに掲げるもの 車椅子使用者が利用できる構造 鍵の使用が必要な場合は、呼出しボタン等を設置		
	3 エスカレーターにあつては、平成12年建設省告示第1417号第1に規定するもの		

整備項目	チェック		整備内容	緩和措置
	重点整備	整備		
<input type="checkbox"/> 8 便所 居住者等の多数の者が利用する共用便所			<p>1 便所を設ける場合には、つぎに掲げるもの</p> <p>床の表面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ</p> <p>出入口および床面に段差を設けないこと。</p> <p>便房の設備は、JIS S0026に基づき整備すること。</p> <p>便房に柵またはフックを設置</p> <p>便器を腰掛便座とし、手すりを設置した便房を1以上設置</p> <p>2 上記1に掲げるもののほか、便所のうち1以上(男女別の場合はそれぞれ1以上)は、つぎに掲げるもの</p> <p>便所内に、つぎに掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設置</p> <p>ア 腰掛便座、手すり等を適切に配置</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保</p> <p>ウ 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設置</p> <p>エ 出入口に、当該車椅子使用者用便房の設備および機能の表示</p> <p>オ ペーパーホルダーを便器の両側に設置</p> <p>水洗器具(オストメイト対応設備)を設けた便房を1以上設置</p> <p>小便器を設ける場合は、手すり付きの床置き式(壁掛式は、受け口の高さ 35cm)の小便器を1以上設置</p>	
<input type="checkbox"/> 9 浴室等 居住者等が利用する共用の浴室や脱衣室			<p>1 浴室等を設ける場合には、床の表面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ</p> <p>2 上記1に掲げるもののほか、つぎに掲げる基準に適合する浴室等を1以上設置 (男女別の場合はそれぞれ1以上)</p> <p>浴槽、シャワー、手すり、レバー式等の水栓金具、緊急通報設備等を適切に配置</p> <p>車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保</p> <p>出入口の幅 85cm (開放時有効)</p> <p>戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし</p> <p>3 上記2の浴室等に脱衣室を設ける場合(男女別の場合はそれぞれ1以上)には、つぎに掲げるもの</p> <p>車椅子使用者が円滑に利用できる空間を確保</p> <p>室内に段差を設けないこと。</p>	
<input type="checkbox"/> 10 敷地内の通路 特定経路等以外の多数の者が利用する敷地内通路			<p>1 表面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ</p> <p>2 段がある部分は、つぎに掲げるもの</p> <p>手すりを設置</p> <p>踏面の端部とその周囲の部分とを色の明度、色相または彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能</p> <p>段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造</p> <p>上下端には、点状ブロック等(1)を敷設 (点状ブロック等の敷設が利用上特に支障を来す場合には、代替措置)</p> <p>段の両側に立ち上がり 2cm (通行の支障となる場合は、この限りでない)</p> <p>3 傾斜路は、つぎに掲げるもの</p> <p>手すりを設置</p> <p>勾配 > 1/12または高さ > 16cmかつ勾配 > 1/20の傾斜には手すりを設置</p> <p>前後の通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能</p> <p>高さ > 75cmの場合は、高さ75cm以内ごとに踏幅 150cmの踊り場を設置</p> <p>両側に側壁または高さ 5cmの立ち上りを設置</p> <p>他の通路等と交差する傾斜路の始点または終点には、平坦な部分を確保</p> <p>勾配 1/12、高さ 16cmの場合は勾配 1/8</p> <p>幅 135cm、段に併設する場合は幅 90cm</p> <p>4 幅 135cm</p> <p>5 歩行者と車の動線を分離</p> <p>6 階段等の下に、安全に歩行するために必要な高さおよび空間の確保または主として視覚障害者に配慮した安全な措置</p>	
<input type="checkbox"/> 11 駐車場 多数の者が利用する駐車場			<p>1 駐車場を設ける場合には、車椅子使用者用駐車施設を1以上設置</p> <p>2 車椅子使用者用駐車施設は、つぎに掲げるもの</p> <p>幅 490cm (車体の駐車スペースは幅 210cm、その両側の乗降用スペースは幅 140cm)</p> <p>幅 350cm (車体の駐車スペース幅 210cm + 片側に乗降用スペース幅 140cm)</p> <p>車椅子使用者用駐車施設から利用居室(利用居室がない場合は道等)までの経路の長さができるだけ短くなる位置</p> <p>車椅子使用者用駐車施設から特定経路等を構成する屋外への出入口までの経路の長さができるだけ短くなる位置</p> <p>3 車椅子使用者用駐車施設または付近に、利用居室等までの経路についての誘導表示を設置</p> <p>4 車椅子使用者用駐車施設の駐車スペースの床面にその旨を表示し、乗降用スペースの床面に斜線を表示</p> <p>5 特定経路等を構成する車椅子使用者用駐車施設から屋外への出入口までの通路は、歩行者の専用通路とすること</p> <p>6 車椅子使用者用駐車施設および上記5に規定する通路に屋根またはひさしを設置</p> <p>7 駐車場の進入口に、車椅子使用者用駐車施設の設置が分かる標識を設置 (進入口から容易に視認できる場合を除く)</p> <p>8 駐車場の進入口に、車椅子使用者用駐車施設への誘導用の標識を設置 (進入口から容易に視認できる場合を除く)</p> <p>9 高齢者、妊産婦等が、円滑に駐車および乗降できる駐車施設(幅 270cm、奥行き 540cm)を設置し、高齢者、妊産婦等の利用が優先である旨の表示</p>	
<input type="checkbox"/> 12 標識 車椅子利用設備等のピクトサイン等の表示			<p>1 昇降機、便所または駐車施設の付近に、つぎに掲げる要件に該当する標識を設置</p> <p>多数の者が見やすい位置に設置</p> <p>表示すべき内容が容易に識別可能 (JIS Z8210に適合するもの)</p>	
<input type="checkbox"/> 13 案内設備 エレベーターや共用便所、車椅子駐車場の位置を表示した案内板または案内所(管理人室等)			<p>1 建築物または敷地に、昇降機、便所、駐車施設の配置を示す案内板等を設置 (容易に視認できる場合を除く)</p> <p>2 建築物または敷地に、EV、便所の配置を、つぎに掲げる方法により視覚障害者に示す案内設備を設置</p> <p>文字等の浮き彫り</p> <p>音による案内</p> <p>点字および上記 または に類するもの</p> <p>3 案内所を設置 (上記1および2は適用しない)</p>	

公共的建築物整備項目対照表

整備項目	チェック		整備内容	緩和措置
	重点整備	整備		
<p>□ 14 案内設備 までの経路</p> <p>道から案内板または案内所(管理人室等)までの視覚障害者に対する誘導措置</p>			<p>1 道等から視覚障害者に示す案内設備または案内所までの経路のうち1以上を、視覚障害者移動等円滑化経路等とすること</p> <p>2 案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認可能で、道等から出入口までの経路を、視覚障害者移動等円滑化経路等とすること</p> <p>3 視覚障害者移動等円滑化経路等は、つぎに掲げるもの</p> <p>線状ブロック等(2)および点状ブロック等(1)の適切な敷設または音声等で視覚障害者を誘導する設備を設置</p> <p>敷地内の通路のつぎに掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等(1)を敷設</p> <p>ア 車路に近接する部分</p> <p>イ 段がある部分の上下端に近接する部分または傾斜がある部分の上端に近接する部分</p>	3
<p>□ 15 公共的通路</p> <p>総合設計による公開空地や、地区計画による歩行者通路等不特定多数の者が自由に通行することができる通路</p>			<p>1 建築物外部の公共的通路の1以上は、つぎに掲げる構造のもの</p> <p>通路の幅 200cm、通行に支障のない高さ空間を確保</p> <p>通路面の段差の禁止</p> <p>床面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ</p> <p>敷地外の道路または公共的通路等と連続性を確保して視覚障害者用誘導ブロックを敷設</p> <p>階段を設ける場合は、つぎの基準に定める構造</p> <p>ア 踊り場を含めて、両側に手すりを設置</p> <p>イ 踏面の端部とその周囲との色の明度、色相または彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能</p> <p>ウ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造</p> <p>エ 段がある部分の上下端に近接する部分および踊り場(直進 250cmを除く)の部分には、点状ブロック等(1)を敷設</p> <p>オ 主たる階段は、回り階段でないこと(回り階段以外を確保することが困難であるときは、この限りでない)</p> <p>カ けあげ 18cm、踏面 26cm</p> <p>キ 階段の幅 120cm以上(手すりの幅は10cmを限度として、ないものとみなす)</p> <p>2 建築物内部の公共的通路は、つぎ掲げる構造のもの</p> <p>幅 200cm、天井高さ 250cm</p> <p>段差の禁止</p> <p>表面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ</p> <p>道路または建築物外の公共的通路等と連続性を確保して視覚障害者用誘導ブロックを敷設</p> <p>階段を設ける場合は、つぎの基準に定める構造</p> <p>ア 踊り場を含めて、両側に手すりを設置</p> <p>イ 踏面の端部とその周囲との色の明度、色相または彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能</p> <p>ウ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造</p> <p>エ 段がある部分の上下端に近接する部分および踊り場(直進 250cmを除く)の部分には、点状ブロック等(1)を敷設</p> <p>オ 主たる階段は、回り階段でないこと</p> <p>カ けあげ 18cm、踏面 26cm</p> <p>キ 階段の幅 120cm(手すりの幅は10cmを限度として、ないものとみなす)</p>	4 5 6
<p>□ 16 洗面所</p> <p>便所、脱衣室等共用部分にある洗面台</p>			<p>1 洗面所を設ける場合には、床面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ</p> <p>2 上記1に掲げるもののほか、つぎに掲げる洗面器を1以上設置</p> <p>洗面台の前面には、車椅子の転回に必要なスペースを確保</p> <p>洗面器の上端の高さ 75cm</p> <p>下部にひざが入る空間を確保</p> <p>鏡下端 洗面器上端から20cm</p> <p>排水トラップは、Pトラップ</p> <p>水栓金具は、光感知式等の自動式またはレバー式等容易に操作できるもの</p> <p>蛇口は、水が跳ねない仕様</p> <p>3 上記2の洗面器以外の1以上の洗面器に手すりを設置</p> <p>4 棚、フック等を設置</p>	
<p>□ 17 屋上またはバルコニー</p> <p>居住者等の共用のテラス、バルコニー等</p>			<p>1 床の表面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ</p> <p>2 段差が生じる場合は、車椅子が円滑に通行可能な措置</p> <p>3 車椅子使用者が円滑に利用できる空間の確保</p> <p>4 高さ 110cmの転落防止用の手すりを設置</p>	
<p>□ 18 緊急時の設備等</p> <p>自動火災報知機等</p>			<p>1 警報装置は、光および音声によって非常事態の発生を告げる装置</p> <p>2 避難経路上には、段差を設けないこと(階から階に至る階段については、この限りでない)</p> <p>3 避難経路には、点滅誘導灯および誘導音響装置を設置</p>	
<p>□ 19 手すり</p> <p>階段、スロープ等の手すり</p>			<p>1 75cm 階段および廊下等の手すりの取付け高さ 85cm(乳幼児利用のものを除く)</p> <p>2 60cm 階段および廊下等の2段手すりの取付け高さ(下段) 65cm ならびに 75cm 階段および廊下等の2段手すりの取付け高さ(上段) 85cm(乳幼児利用のものは除く)</p> <p>3 2段手すりの下段は、上段手すりの半径長さの分だけ、上段より壁から離して設置</p> <p>4 形状は、円形または楕円形とし、握りやすいもの</p> <p>5 手すりとの壁との空き 4cm、手すりの下側で支持</p> <p>6 手すりの端部は、下方または壁面方向に曲げること</p> <p>7 階段および傾斜路の手すり端部の水平部長さ 45cm</p> <p>8 階段の昇降以前の水平部分に、現在位置および上下階の情報等を点字および墨字で表示</p>	

2 特定経路等の整備内容

整備項目	重点整備	整備内容	緩和措置
□ 1 特定経路等		1 特定経路等上には、階段または段を設けない (傾斜路、EV等を併設している場合は、この限りでない) 2 特定経路上には、階段または段を設けない (傾斜路、EV等を併設している場合は、この限りでない)	
□ 1 - 2 出入口 特定経路等で建築物内に設ける出入口		1 戸にガラスを設ける場合には、衝突防止の措置 2 出入口の幅(開放時有効) 80cm (EV籠および昇降路の出入口を除く) 3 出入口の幅(開放時有効) 85cm (直接地上へ通ずる出入口、EV籠および昇降路の出入口を除く) 4 屋外へ通ずる出入口は、つぎに掲げるもの 幅 100cm (開放時有効) ひさしまたは屋根を設置 5 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし 6 床の表面は、平たんで滑りにくい材料による仕上げ	
□ 1 - 3 廊下等 特定経路等に当たる建築物内の廊下		1 表面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ 2 階段の上下端に近接する部分に点状ブロック(1)等を敷設 3 幅 140cm 4 幅 120cm 5 50m以内ごとに車椅子の転回に支障のない構造 (幅 140cmの場合は除く) 6 手すりを設置 7 突出物を設けないこと (安全策を講じた場合は、この限りでない) 8 階段等の下に、安全に歩行するために必要な高さおよび空間の確保または主として視覚障害者に配慮した安全な措置 9 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
□ 1 - 5 傾斜路 特定経路等内の屋内傾斜路		1 両側に連続した手すりを設置 2 手すりを設置 3 勾配 > 1/12かつ高さ > 16cmの傾斜がある部分に手すりを設置 4 表面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ 5 前後の廊下等とを色の明度、色相または彩度の差が大きいことその存在を容易に識別可能 6 高さ > 75cmの場合、高さ75cm以内ごとに踏幅 150cmの平たんな踊り場を設置 7 廊下等と交差する傾斜路の始点または終点には、平たんな部分を確保 8 始点、終点に車椅子使用者が安全に停止できる平たんな部分の設置 9 勾配 1/12 10 高さ 16cmの場合は、勾配 1/8 11 幅 120cm、階段併設の場合 90cm 12 両側に側壁または高さ 5cmの立ち上がりを設置	
□ 1 - 6 エレベーター および その乗降ロビー 特定経路等として設けられたエレベーター		1 籠は、多数の者が利用する階に停止する 2 籠・昇降路の出入口幅 80cm 3 籠の奥行き 135cm (車椅子で利用できる機種である場合は、この限りでない) 4 籠の奥行き 115cm 5 籠の幅 140cm (車椅子で利用できる機種である場合は、この限りでない) 6 車椅子の転回に支障のない構造 (車椅子で利用できる機種を採用するときは、この限りでない) 7 乗降ロビーは、高低差なく、幅および奥行き 150cm × 150cm 8 エレベーター付近に階段等を設ける場合は、乗降ロビーに転落防止策を講ずること 9 籠内および乗降ロビーの車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設置 10 籠内および乗降ロビーの制御装置(3)が、点字等(4)視覚障害者が円滑に操作可能な構造 11 籠内に、停止予定階および現在位置の表示装置を設置 12 籠の到着階ならびに籠および昇降路の出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置を設置 13 乗降ロビーに、籠の昇降方向を表示する装置を設置 14 籠内または乗降ロビーに、籠の昇降方向を知らせる音声装置を設置 15 籠および昇降路の出入口の戸に、籠の中を見通すことができるガラス窓を設置	
□ 1 - 7 特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機		1 平成18年国土交通省告示第1492号第1第1号に規定する構造 2 平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するもの 3 籠の幅 70cmかつ奥行き 120cm 4 車椅子使用者が転回を要する場合、籠の大きさが十分確保されているもの	
□ 1 - 10 敷地内の通路 特定経路等として特に整備を求められる建築物外の通路		1 表面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ 2 幅 120cm 3 幅 135cm 4 延長 50mごとに車椅子の転回に支障のない場所の設置 5 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし 6 歩行者と車の動線を分離 7 階段等の下に、安全に歩行するために必要な高さおよび空間の確保または主として視覚障害者に配慮した安全な措置 8 排水溝等を設けない (やむを得ず設ける場合は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障のないものとする) 9 傾斜路は、つぎに掲げるもの 幅 135cmとし、段に併設する場合は、有効幅 90cm 幅 120cmとし、階段に併設する場合は、有効幅 90cm 勾配 1/20 勾配 1/12 (高さ 16cmの場合は、勾配 1/8) 手すりを設置 勾配 > 1/12または高さ > 16cmかつ勾配 > 1/20の傾斜には手すりの設置 前後の通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことその存在を容易に識別可能 高さ > 75cmの場合、高さ75cm以内ごとに踏幅 150cmの踊り場を設置 両側に側壁または高さ 5cmの立ち上がりを設置 始点、終点に車椅子使用者が安全に停止できる平たんな部分の設置	7

第9号様式（第10条、第13条関係）
（第3片）

備考

- 1 ブロック等で点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相または彩度の差が大きいことで容易に識別可能なもの
- 2 ブロック等で線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相または彩度の差が大きいことで容易に識別可能なもの
- 3 車椅子使用者が利用しやすい位置およびその他の位置に制御装置を設ける場合は、当該その他の位置に設けるものに限る。
- 4 文字等の浮き彫り、音による案内、点字および または に類するもの

緩和措置

- 1 高齢者・障害者等利用階段を除き、移動等円滑化経路構成のEV・乗降ロビー併設設置の場合は適用外
- 2 踊り場が直進 250cmの場合は適用外
- 3 勾配 1/20の傾斜の上端に近接するもの、高さ 16cmかつ勾配 1/12の傾斜の上端に近接するもの、段がある部分または傾斜路と連続して手すりを設ける踊り場等の場合を除く。
- 4 「エレベーターおよびその乗降ロビー」もしくは「特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機」に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機またはつぎに掲げる傾斜路を設けている場合および地形状やむを得ない場合を除く。
手すりを設置、前後の通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能、幅は、段に代わるもの 140cm、段に併設するもの 90cm、勾配 < 1/20、高さ > 75cmのものは、高さ75cm以内ごとに踏幅 150cmの踊り場を設置、両側に側壁または立ち上がりを設置、傾斜路の始点、終点に、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分の設置
- 5 道路の歩道に沿って歩道状空地が設けられている場合は、当該歩道状空地への視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。
- 6 「エレベーターおよびその乗降ロビー」もしくは「特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機」に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機またはつぎに掲げる傾斜路を設けている場合および地形状やむを得ない場合を除く。
手すりの設置、前後の通路との色の明度、色相または彩度の大きいことでその存在を容易に識別可能、点状ブロック等の適切な配置、幅は、段に代わるもの 140cm、段に併設するもの 90cm、勾配 < 1/12、高さ > 75cmのものは、高さ75cm以内ごとに踏幅 150cmの踊り場を設置、両側に側壁または立ち上がりを設置、傾斜路の始点、終点に、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分の設置
- 7 高さ 16cmにあっては、勾配 1/8、高さ 75cmまたは敷地の状況等によりやむを得ない場合は、勾配 1/12

整備の適合状況

重点整備内容合計

0

 適合割合 %
重点整備内容対象数

0

 適合状況

整備内容合計

0

 適合割合 %
整備内容対象数

0

 適合状況

$$\text{適合割合 (\%)} = \frac{\text{整備を行う重点整備内容(整備内容)の合計 [の数]}}{\text{重点整備内容(整備内容)の対象の合計 [×の数]}} \times 100\%$$

「/」および「」は数には含まない。

・適合状況には、適合割合に応じ、80%を超える場合「 」、20%を超え80%以下なら「 」、0%を超え20%以下なら「 」の3段階で表示する。

なお、対象となる整備内容があるにも関わらず、整備内容合計が0の場合は「整備なし」と表示する。